

～ 償却資産について ～

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものをいい、固定資産税の課税対象となります。

具体的には、会社や個人で商店や工場などを経営されている方、農業を営んでいる方、駐車場やアパートの貸付などの不動産賃貸業を営んでいる方などが、その事業で使用している資産になります。

阿賀町内に償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在において所有している償却資産の内容を申告していただく必要があります。

なお、申告書の作成にあたっては、法人の方は「法人税申告書別表16関係」や「固定資産台帳」など、個人の方は「所得税の申告における減価償却費の明細」や「固定資産を管理している帳簿」などをもとに行ってください。

■償却資産の具体例

① 構築物	舗装路面（駐車場、構内舗装など）、門、塀、外構、庭園、農業用ビニールハウス、看板（広告塔など）など
② 機械及び装置	各種製造機械、太陽光発電設備など
③ 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船など
④ 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤ 車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両（ショベルローダ、フォークリフトなど））など
⑥ 工具、器具及び備品	各種工具（測定、切削など）、OA機器（パソコン、コピー機、プリンターなど）、テレビ、ルームエアコン、ロッカー、応接セット、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、理美容機器、レジスター、冷蔵庫、自動販売機など

ただし、下記のような資産は、固定資産税上、償却資産の対象ではないため、申告の必要はありません。

- ㊦ 自動車、原付自転車、軽自動車など、自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの（乗用型のトラクター、田植機、コンバインなどの農耕作業用自動車で、最高時速が35km未満のものは、軽自動車税の対象となりますのでご注意ください。）
- ① 無形減価償却資産（営業権、漁業権、鉱業権、水利権、ソフトウェアなど）
- ㊧ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金（必要経費）に算入したもの
- ㊨ 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で損金（必要経費）に算入したもの（3年一括償却）
- ㊩ 取得価額が20万円未満のリース資産（契約終了時に所有権が移転しないもの）
- ㊪ 棚卸資産（商品、貯蔵品など）

■申告にあたっての留意事項

- (1) 資産の所有者が、事業を行う他の者に貸し付けている資産（リース資産）の申告義務者は、リース会社になります。（事業用・非事業用にかかわらず申告が必要です。）
- (2) すでに減価償却済みで未償却残高が「1円」となった資産も、申告の対象となります。
- (3) 現在は稼働していないが、いつでも事業の用に供しうる状態の資産も申告対象です。

■固定資産税額の算出方法

税額 = 課税標準額（各償却資産の評価額の合計） × 税率（1.4%）

※ ただし、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。